

●令和6年4月● 栗原市定住促進新山住宅 入居者募集要項

- 受付期間 一般募集:令和6年4月1日(月) ~ 4月15日(月)
常時募集:令和6年4月1日(月) ~ 4月30日(火) ※入居者決定次第終了。
- 受付時間 午前8時30分 ~ 午後5時15分 ※土曜日・日曜日・祝日は除きます。
- 入居可能日 令和6年6月1日(土)
※常時募集住宅は先着順に受付し、入居決定日から約30日後に入居可能となります。

《募集住宅について》

別紙「募集住宅一覧表」をご覧ください。

《申込方法について》

入居資格等を確認のうえ、提出書類を受付期間内に揃えてお申込下さい。また、提出書類は審査の関係上ご持参願います。なお、**申込は1世帯1戸のみ**となります。
先着順の正式な受付は、提出書類等がすべて揃っての提出をもってとします。

《抽選会について》

書類審査及び実態調査後、申込者が多数いる場合は、下記の予定で抽選会を行い入居予定者を決定します。なお、申込者数等により日時や場所に変更が生じる場合があります。

- 日時…令和6年4月22日(月) 午前10時30分～
- 場所…栗原市役所(本庁舎) 2階 207会議室(予定)

※抽選となる場合は申込書に記載されてある連絡先にご連絡します。なお、申込者ではなく代理人が抽選会に参加する場合は、委任状(任意の様式で、両者の印鑑があるもの)をご持参願います。

《申込にあたっての注意事項》

次のような申込は、受付しても無効となります。

- 入居資格を満たさない場合
- 提出書類に不備がある場合
- 申込受付期間外に申込んだ場合
- 抽選会に欠席(遅刻)した場合
- 同一人が複数の申込書に記載して申込んだ場合
- 申込書に虚偽の記載があった場合(入居後に発覚した場合は退去していただきます。)

《問い合わせ先・申込先》

○栗原市役所建設部	建築住宅課	住宅係	TEL 0228-22-1153
○築館総合支所	市民サービス課	産業建設係	TEL 0228-22-1114
○若柳総合支所	市民サービス課	産業建設係	TEL 0228-32-2124
○栗駒総合支所	市民サービス課	産業建設係	TEL 0228-45-2114
○金成総合支所	市民サービス課	産業建設係	TEL 0228-42-1114
○高清水総合支所	市民サービス課	産業建設係	TEL 0228-58-2114
○一迫総合支所	市民サービス課	産業建設係	TEL 0228-52-2114
○瀬峰総合支所	市民サービス課	産業建設係	TEL 0228-38-2114
○鶯沢総合支所	市民サービス課	産業建設係	TEL 0228-55-2114
○志波姫総合支所	市民サービス課	産業建設係	TEL 0228-25-3114
○花山総合支所	市民サービス課	産業建設係	TEL 0228-56-2114

1、入居資格

- 市内に定住又は居住しようとする方
- 暴力団員でないこと(入居予定の親族も含みます。)
- 各種税金を滞納していない(住民税・固定資産税・軽自動車税・都市計画税・国民健康保険税など)
- 申込者の収入月額が家賃の3倍以上である
- 誘致企業など市で定める企業に勤務していること

重要!

2、提出書類

- 栗原市定住促進住宅入居申込書(様式第1号)

※必ず日中に連絡のとれる電話番号を記入して下さい。

- 申込書に添付する書類

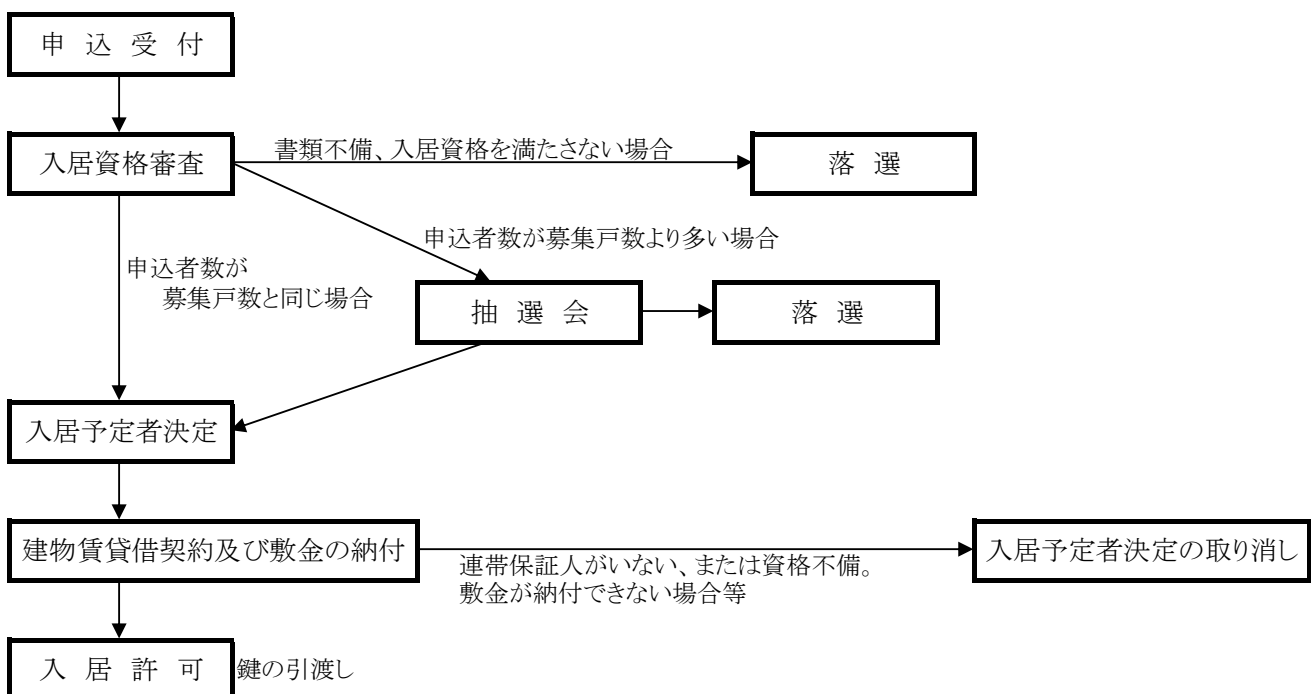
重要!

- ①**住民票**(省略記載のないもので、3ヶ月以内に発行されたもの 申込者全員分)
※申込前3ヶ月間で世帯に異動があった方は、最新の住民票をご用意下さい。
- ②**令和5年度の所得証明書**
※令和4年1月以降に就職された方は、直近12ヶ月の給与支払証明書
- ③**令和4年度の納税証明書**
※住民税が非課税の方は、**非課税を証明するもの**(国民健康保健税や軽自動車税等は、別に納税証明書をいただきます。)
- ④**勤務先証明書**(様式第2号)

・状況により必要な書類

- ①生活保護を受けている方は、生活保護決定通知書の写し
- ②遺族年金等の非課税所得がある方は、受給を証明する書類の写し
- ③婚約中の状態で申込まれる方は、婚姻予約確認書(様式第3号)
- ④入居までに離婚が確定する方は、確定後の戸籍謄本、離婚訴訟または調停中の方は裁判所発行の事件係属証明書 ※入居までに提出していただきます。
- ⑤その他、状況により市長が必要と認めるもの

定住促進住宅申込から入居まで



定住促進住宅の入居にあたって

○契約について

定住促進住宅は定期契約(契約期間があります)です。期間は最大3年間で、契約満了時に入居資格を満たしていれば再契約することも可能です。

○敷金について



定住促進住宅に入居するには、入居予定者となった段階で敷金を納入していただきます。なお、敷金は**家賃額の3ヶ月分**です。

※敷金は、入居後3ヶ月分の家賃としてお預かりするものではありません。退去の際には、未納家賃がない限り全額お返しします。

○連帯保証人について



定住促進住宅に入居するには、入居予定者となった段階で連帯保証人をたてていただきます。その際、連帯保証人になる方には条件があります。

①宮城県内に住所があり、独立の生計を営む方

※公営住宅入居中の方は除きます。

②入居する部屋の家賃の3倍以上の月額収入がある方で、入居者の債務を保証する能力がある方

※各種税金に滞納のある方は、保証能力がないと判断します。

連帯保証人の負う義務について

「連帯保証」とは、「一定の債務が履行されない場合に、その債務を主たる債権者に代わって履行する義務を負う」ということです。

連帯保証人の方には、**入居者の滞納家賃を請求する場合があります。**

また、入居者への納入指導の協力をいただいたり、緊急時の連絡先となっていただく場合があります。

○定住促進住宅の駐車場について

定住促進住宅の駐車場を使用するには、申込みが必要となります。また、駐車できる車は**1台のみ**です。2台目以降の車は、駐車場区画に空きがある場合に許可します。

○入居者の費用負担について

定住促進住宅では、入居者の過失による修繕や軽微な修繕、畳の表替え、障子やふすまの張り替え、消耗品の交換など、入居者の方に費用負担していただくものがあります。また、電気・ガス・水道などの手続きは入居者各自で行っていただきます。なお、退居時にはハウスクリーニングを必ずお願いします。

○ペットの飼育禁止について

定住促進住宅では、犬や猫などのペットを飼育することはできません。飼っている方にはかわいい動物であっても、鳴き声や臭いなどで他の入居者に迷惑をかけ、住民トラブルにもつながりかねませんので、念頭に置きお申込み下さい。

○住宅使用料等の納入方法について

毎月の住宅使用料等は、市役所から毎年度送付される納入通知書で各金融機関かコンビニエンスストア及び各種スマートフォンアプリにて納入することができます。また、**便利な口座振替を利用することもできます。**

口座振替を利用する場合は、各金融機関窓口にてお申込下さい。

※その他、詳しくは栗原市定住促進住宅条例・施行規則に基づきます。